

## 防府市青少年語学研修派遣事業実施要綱

平成4年4月1日制定

(目的)

第1条 防府市・モンロー市中高校生交流事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、次代を担う青少年を海外に派遣し、ホームステイを通して語学研修並びに外国に対する理解及び国際協調の精神を養成することにより、幅広い国際的視野と高い市民意識を持つ人材の育成を図ることを目的として、防府市青少年語学研修派遣事業を実施するものとする。

(派遣対象者)

第2条 派遣対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 防府市に住所を有し、中学3年生から高校3年生までに在学している者
- (2) 保護者が防府市に住所を有する者
- (3) 小学校就学後において、海外に在住経験のない者
- (4) 心身共に健康で、協調性に富み、規律ある団体生活ができる者
- (5) 海外派遣の体験を生かし、事業実施後も防府市において国際交流事業に協力できる者

(募集の方法)

第3条 被派遣者の募集は公募によるものとし、派遣を希望する者は、防府市青少年語学研修派遣事業参加申込書（第1号様式）に保護者の同意書（第2号様式）を添えて申し込むものとする。

(派遣人員)

第4条 派遣する人員の数は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

(被派遣者の選考及び決定)

第5条 被派遣者は、応募者の中から、作文、英会話等の審査を経て、市長が決定する。

(審査)

第6条 審査に関する事項は、市長が別に定める。

(派遣先)

第7条 本事業の派遣先については、アメリカ合衆国ミシガン州モンロー市と

する。

(派遣期間)

第8条 本事業の派遣期間については、2週間程度とする。

(派遣の取消し)

第9条 市長は、派遣決定後、被派遣者において健康上の理由その他被派遣者として不適當な事由が生じた場合は、派遣の決定を取り消すことができる。

(報告書の提出)

第10条 被派遣者は、帰国後30日以内に報告書を提出しなければならない。

(危険負担及び補償)

第11条 本事業の実施に伴い、派遣期間中に被派遣者が被った損害については、防府市及び実行委員会は賠償の責めを負わないものとする。

2 病気及びけが並びに事故等による補償は、海外旅行保険、任意保険等によるものとし、公費による補償はないものとする。

(庶務)

第12条 本事業に関する庶務は、文化スポーツ観光交流部文化振興課国際交流室において行なう。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

防府市青少年語学研修派遣事業参加申込書

年 月 日

ふりがな 氏名			(男・ 女)
生年月日	( 歳)	年 月 日	
現住所	〒 防府市	電話	—
学校名	学校 (学年 年生)		
海外在住経験 の有無	ある	ない	
事前・事後研修 への参加	できる	できない	
健康上の問題 の有無	ある	ない	
地域の国際交流 事業への参加	する	しない	
クラブ活動、 特技、趣味等			

第2号様式（第3条関係）

同 意 書

このたびは、  
防府市青少年語学研修派遣事業」に  
参加申し込みをするに当たり、保護者として派遣の目的に賛同するとともに、裏面注意事項を十分理解した上で実施内容を承諾し、同意します。

なお、被派遣者として決定した場合は、事前・事後研修へ参加することとし、また派遣期間中における病気・けがや事故等による補償は、海外旅行保険、任意保険等によるものとし、公費による補償はないことに同意します。

年 月 日

（宛先） 防 府 市 長

住 所

保護者名

続 柄

## 同意書（裏面）

以下をよく読み、十分にご理解のうえお申込みください。

### 参加にあたっての注意事項

- (1)この事業は、ホームステイを通してお互いの文化や生活に直に触れ、外国に対する理解や幅広い国際的視野を身につけることを目的としており、英会話など言語の習得を第一の目的とするものではありません。
- (2)海外では、様々な人種の人々が一緒に生活しています。ホストファミリーもいろいろなタイプの家庭が含まれます。ライフスタイルや家族構成、人種、宗教、食事、ペットの有無、設備等も家庭によって異なります。ホストファミリーの選定は、現地交流先に一任しており、特別な事情がない限り希望は出せません。
- (3)ホームステイはゲスト（客）ではなく、家族の一員として滞在するものです。ホテルへの宿泊とは違います。ホームステイ中は、各家庭内のルールを尊重して行動することが必要です。
- (4)ホストファミリーは千差万別で一様ではありません。自分のホストファミリーと友達のホストファミリーを比較することは避けてください。
- (5)世界情勢、また疫病など（インフルエンザ等含む）による何らかの不可抗力の事態が発生し、派遣員の生命、心身上の健康などが脅かされる恐れがあると判断される場合は、派遣を中止することがあります。
- (6)研修期間及び派遣中を含めて、事業参加時の体調管理は各自の責任で行ってください。また、出発前に健康状態に大きな支障をきたし（大きなけが、骨折など）、他の派遣員と行動を共にすることが難しいと考えられる番井には、参加をお断りすることがあります。
- (7)研修期間及び派遣中を含めて、予定されている活動への不参加、単独行動などは認められません。引率者や現地交流先のスタッフの指示に従ってください。
- (8)研修及び派遣期間中などに撮影した写真や動画は、予告なく主催者や現地交流先の刊行物やホームページなどに掲載する場合があります。
- (9)やむをえない事情(※)がある場合を除き、指定するすべての事前研修及び事後研修への出席が必要です。(※)塾・部活動等は、「やむを得ない事情」に含みません。